

石綿の国際表示

アスベスト対策情報

No. 19

1995年11月7日

発行 石綿対策全国連絡会議

〒108東京都港区三田3-1-3M・KEN3F 全国安全センター内

TEL 03-5232-0182/FAX 03-5232-0183

も く じ

石綿対策全国連絡会議 第9回総会議案	2
各団体活動報告	8
◎ アスベスト根絶ネットワーク	8
◎ 被災地アスネット (中地 重晴)	9
◎ 全国労働安全センター連絡会議 (事務局長・古谷 杉郎)	13
◎ 弁護士・森田 明	15
◎ アスベスト健康友の会 (竹島 さち子)	15
◎ 東京東部労災職業病センター	16
◎ 全国建設労働組合総連合	18
◎ 全労協全国一般東京労働組合・日本エタニットパイプ分会 (村上 博子)	19
阪神・淡路大震災に伴う第6次大気環境モニタリング調査 (アスベスト追跡環境調査)	20

石綿対策全国連絡会議

第9回総会議案

I 1994年度活動報告

1、はじめに

私達の運動は、1987年11月14日に結成されて以来9年目を迎えます。この1年間をふりかえると、私達の活動の成果が見られると同時に、危惧した事態が発生しました。

労働安全衛生法施行令・労働安全衛生規則・特定化学物質等障害予防規則が改正によりアスベスト規制が強化され、又、製造物責任（PL）法が施行されました。ようやく行政も重い腰を幾分上げたと言え、一定の評価ができます。

しかし一方では、1月17日に発生した阪神・淡路大地震において、崩壊・倒壊した建築物及び解体でのアスベスト粉じんの飛散が大きな問題となっている様に、遅れたアスベスト規制のつけが市民に重くのしかかっています。

又、アスベストの消費量は、94年で19万9,836トと、アメリカが93年で3万トを切り、イギリスでも1万トを切っていることから見ても、日本は依然として大量のアスベスト消費国です。

運動の成果を勝ち取ったと言えますが、建築物の解体等、政省令の改正を実際に実行させるためには監視活動が重要です。又、さらなる規制の強化、そして最終的なアスベスト全面使用禁止へ向けた運動の強化、更に、アスベスト被災者の救済への取り組み強化等、益々私達の活動の重要性が増しています。

2、主な活動

- 1994年11.15 第8回総会后「アスベスト規制を求める討論集会」を開催
- 11.29 通産省とアスベスト代替等について意見交換
- 12.16 連合と協議
- 95年 1.26 同
- 1.31 労働省へ「兵庫県南部地震復旧作業でのアスベスト飛散防止に関する要請」を提出
- 3. 8 環境庁・労働省と阪神・淡路大震災に関して意見交換
- 4.18 アスベスト被害と規制を考える4・18集会を開催。マウントサイナイ医大の鈴木康之亮先生に講演をして頂きました。
- 4.22 アースデイフェスティバルに参加

- 5.15 労働省・厚生省・環境庁に震災地のアスベスト対策について再要請
- 5.27 兵庫「被災地のアスベスト汚染を考えるシンポジウム」に参加
- 6.21 連合と協議
- 7.7 政党への公開質問状発送
- 7.28 東京厚形スレート工業組合の「10万枚の防じんマスクを！7・28シンポジウム」に参加
- 10.26 アジア地域環境会議（日本YWCA主催）で展示

3、アスベスト規制の動き

(1) 行政の動き

1月25日と26日に「労働安全衛生法施行令の一部改正」「労働安全衛生規則及び特定化学物質等障害予防規則（特化則）の一部改正」が発表されました。主な改正内容は次の項目です。

- ① アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）の輸入・製造・使用禁止（施行令）
- ② 石綿製品を含有率5%を超える物から、1%を超える物へと拡大（規則、特化則）
- ③ 石綿等の切断・研磨の作業で労働者に呼吸保護具・作業衣等を使用させることを義務化（特化則）
- ④ 建築物の解体前に石綿等の事前調査と記録（特化則）
- ⑤ 吹き付け石綿の除去の際に作業場所の隔離（特化則）
- ⑥ 耐火・準耐火建築物に吹き付けられた石綿の除去作業での監督署への事前届出（規則）

施行日は、⑥が今年の6月1日、その他は今年の4月1日です。

改正は、規制の強化として評価できますが、吹き付け石綿の全面的禁止、作業環境評価基準の引き下げ、健康管理体制の強化、クリソタイルの使用禁止等が今後の課題として残されています。

労働安全衛生関連政省令の改正と共に、今年の7月1日より製造物責任（PL）法が施行されました。鈴木康之亮先生の講演でも明らかなようにアスベスト粉じんが癌やじん肺を発症することは明確です。アメリカではジョンズ・マンビル社を始め多くのアスベスト関連企業が製造物責任を問われ、1992年までに約9万件の訴訟が生じています。今後日本に於いても製造物責任が問われて来ると言えます。

又、建築基準法第2条の不燃材料に石綿スレートが、同施行令第108条の防火構造に石綿パーライト板が記述されています。労働省が今回の政省令の改正による規制強化を行なったこと、又、昭和51年に労働省は代替化措置の促進についての通達を出していることから、建築基準法及び同施行令での石綿製品の記述は国の代替化政策の整合性を欠くものと言えます。建設省は従来の頑なな拒

絶反応としての「コンクリート等で固められた物は飛散しないから現在見直しの必要性はない」との見解から、多少検討へのきざしを見せてきています。

環境庁は、阪神・淡路大震災に伴う大気環境モニタリング調査を毎月実施しており、7月24日から28日に実施した第6次調査までを公表しています。依然として大気中のアスベスト濃度は高く、特に建築物解体現場周辺で高い数値が検出されています。環境庁は「減少しており安定した状況になってきていると」しつつ、今後ともなお一層のアスベスト飛散防止対策の徹底を図る必要があると評価しています。

(2) 業界の動き

石綿協会は、労働安全衛生法関連政省令の改正により石綿製品が従来の5%を超える物から1%を超える物へと改正されたことから、私達の要求で自主規制として実施されているaマークも、今年1月より1%を超える物に刻印すると発表しました。

旭化成建材(株)・昭和電工建材(株)・ニッテツアスク(株)によるゼロアスベスト押出成形板工業会や、東京厚形スレート工業組合の非アスベスト運動、私達のシンポジウム等集会の折りに多くの会社から非アスベスト製品見本を提供して頂いています。こうした代替化促進への取り組みでの協力等、建材メーカーでの非アスベスト化は進んでいます。

自動車工業会においては、89年にノンアス化計画が出されています。92年末に乗用車と小型商用車が計画を達成し、昨年末にはその他の車で一部を除きノンアス化、今年の調査では全ての車で計画が達成できるとしています。

(3) 国際的動き

これまでの国際交流を通じて、ノルウェー、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、スイス、イタリア、オランダ、ドイツ、では全面乃至は原則禁止となっていること、又、アメリカ、イギリス、フランス、オーストラリアでは使用量は激減していることが明らかになっています。現在、アスベストに関して国際的に注目されているのは、欧州連合(EU)の動きです。EUでは、ドイツ、イタリア、オランダ、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、オーストリアの全面禁止派と、これに反対するフランス、イギリス、ベルギーなどの対立があります。しかし、全面禁止に反対するイギリスにおいては先に述べた様に現在は消費量は1万トンを切っています。つまり、日本の様に年間20万トン前後の大量使用状況で管理して使用すれば安全だという話ではありません。現に、前面使用禁止に反対しているベルギーにあるEU本部ビルは、今年8月21日より4,000トンのぼるアスベスト除去工事を開始しています。

アメリカでは、建材でのアスベスト使用は、含有不明の1%を除き99%使用されていないと報告されています。

アスベストによる健康被害についても、イギリスにおいて、1991年に中皮腫による死亡者が年間1000人を突破しています。しかも、今後も増え続け、2020年頃には年間3000人を超えると推測されています。

(4) 他団体の動き

日本労働組合総連合(連合)では、今回の労働安全衛生法関連政省令改正で盛り込まれなかった、アスベスト吹き付けの完全禁止、作業環境評価基準の見直し、健康管理体制の強化、助成制度の強化を引き続き要求して行くこと、又、化学物質全般に対する規制の強化を求めているとしています。

政党に於いては、参議院選挙時に実施したアンケート調査で回答が寄せられました。質問事項は、①アスベストの使用を原則的に禁止するアスベスト規制法の制定に賛成ですか。②阪神・淡路大地震の教訓をふまえ、吹き付けアスベストの事前調査、除去への助成措置、住民用の防じんマスク備蓄への助成措置を講ずることに賛成ですか。③ビル解体時のアスベスト含有建材からの飛散防止対策の強化に賛成ですか。④情報公開法の制定に賛成ですか。との質問に対して、日本社会党、新党さきがけ、新進党、日本共産党、平和・市民、見城みえ子と市民の政治をつくる会から賛意が表明されました。自民党は、早期情報公開法制定と代替品への移行促進と飛散防止対策の徹底としつつも明確な賛意とはなっていませんでした。

4、アスベスト被害者支援等の取り組み

阪神・淡路大地震被災地でのアスベスト飛散問題をめぐり、被災地のアスベスト対策を考える会に連帯して防じんマスクへのカンパを行なうと共に、様々な問い合わせに応じて来ました。又、横須賀石綿じん肺裁判、日本エタニットパイプ分会、広島県での造船労働者・自動車会社の労働者、山口県の保温工の肺がん、東京江戸川区の中間処理場建設の撤回、竹中工務店のアスベスト建材不使用の確認、建設労働者・職人での被災者の掘り起こしと労災認定など石綿対策全国連絡会議の会員において様々な運動が展開されています。会員間の協力を含め全国連として支援に努めて来ました。

5、広報活動

アスベスト対策情報No18号を12月26日に発行。11・15の第8回総会后「アスベスト規制を求める討論集会」を開催、4・18のアスベスト被害と規制を考える4・18集会を開催、4・22のアースデイフェスティバル参加を通じて、広報活動を展開しました。

6、組織の強化拡大

昨年作成した「加入の案内」をアスベスト規制法制定をめざす会の会員への送付

や、集会での配布を通じて組織拡大に努めてきました。

II 1995年度活動方針

1、はじめに

アスベスト対策の基本として、アスベストの全面的使用禁止、環境汚染防止、健康被害防止、被災者の救済を求めて今後も運動を進めて行きます。こうした基本点を前提として、アスベストの代替化促進を含め、実質的にアスベストが使用禁止となるような様々な動きに積極的に関わり、又被災者への支援活動を行なって行きます。当面、吹き付けの全面的禁止、クリソタイルの使用禁止、作業環境評価基準の引き下げ、健康管理体制の強化、助成制度の確立、建築基準法及び同施行規則から石綿スレート、石綿パーライト板の削除、被災者の補償を含めた救済への支援、ILO条約の批准に向け運動を一層強めて行きます。

2、行政への働き掛け

- ①建設省 建築基準法・同施行規則からの石綿スレート、石綿パーライト板削除代替促進について要請を強めていきます。
- ②労働省 アスベスト吹き付け建築物解体での事前届出等を実行させていくよう監視と要求を強めると共に、吹き付けの全面的禁止、クリソタイルの使用禁止、作業環境評価基準の見直し、健康管理体制・助成制度の確立等更に規制を強化するよう、又、ILO条約の早期批准を要求して行きます。
- ③その他 通産省へ代替化促進を、環境庁へ阪神・淡路大震災被災地での環境測定継続と飛散防止策への指導強化、厚生省へ廃棄処理での規制の強化等を要求して行きます。

3、業界等への働き掛け

- ① アスベスト製品製造企業へ代替化を要求し、又、代替製品に対する普及の促進を進めて行きます。
- ② 建設業界へ建築での非アスベスト化を要請して行きます。
- ③ その他アスベストを使用している企業及び業界へ非アスベスト化を要請して行きます。

4、アスベストによる被災者への支援活動

阪神・淡路大震災被災地への防じんマスク配布へ向けたカンパ活動及び被災地の建築物解体等によるアスベスト粉じん飛散防止への支援活動を始め、アスベスト被災者の掘り起こし、労災申請、横須賀石綿じん肺・肺がん訴訟等民事損害賠償への支援活動を引き続き行なって行きます。

5、集会及び広報活動

シンポジウム、集会、非アスベスト製品の展示等を行なうと共に、「アスベスト対策情報」の発行、「めざす会ニュース」発行への協力を行なっていきます。

6、組織の強化拡大

アスベスト規制法制定をめざす会との組織的整理を今後検討して行くと共に、石綿対策全国連絡会議の組織強化拡大を図っていきます。

7、会費等について

会費は、従来どおり、団体会員の中央単産等が年間10,000円、その他団体会員は年間5,000円、個人会員は年間2,000円とします。会費には「アスベスト対策情報」1部の代金を含みます。

シンポジウム及び集会の参加費については、年2回以上行なう場合は、2回目以降は500円とします。

III 1995年度役員案

代表委員	加藤忠由	(全建総連委員長)
	高嶋良充	(自治労副委員長)
	富山洋子	(日本消費者連盟運営委員長)
	広瀬弘忠	(東京女子大学教授)
事務局長	里見秀俊	(全建総連)
同次長	古谷杉郎	(全国安全センター)
	温品惇一	(アスベスト根絶ネットワーク)
	伊藤彰信	(全港湾)
運営委員	岩本伸一	(自治労)
	仲林義治	(日教組)
	平井宏一	(全造船機械)
	安田節子	(日本消費者連盟)
	西田隆重	(神奈川労災職業病センター)
	安江祐	(全国じん肺弁護団連絡会議)
	信太忠二	(個人)
会計監査	仁木由紀子	(労災職業病被災者全国連絡会議)
	平野敏夫	(東京東部労災職業病センター)

各団体・活動報告

アスベスト根絶ネットワーク

私たちは毎月第3木曜日に月例会を開き、情報交換・方針討論を行い、機関誌「ASNET」を季刊で発行してきました。最近1年間の主な活動について報告します。

1. アスベストを撒き散らす建設廃材中間処理場建設計画を撤回さす！

東京都江戸川区平井の都営住宅の目の前に、建設廃材中間処理場が建設されようとしていました。周辺の自治会が反対署名を集めましたが、江戸川区役所は建築確認も工場認可も出していました。

ビル解体時のアスベスト対策は極めて不十分なのが実態であり、建設廃材の中には吹き付けアスベストやアスベスト建材が入っています。これを破砕すれば当然アスベスト繊維が飛散します。私たちは自治会の要請を受けて、平井の中間処理場建設反対運動に共に取り組みました。説明会で「アスベストは扱いません」とした業者の説明を論破し、江戸川区議会で建設反対の陳情が満場一致で採択されました。そして今年2月、ついに建設計画の白紙撤回を勝ち取りました。

2. 竹中工務店のアスベスト建材不使用を確認

1月から施行された東京都公害防止条例は、吹き付けアスベスト除去工事等の届け出と併せて、建築物を新築する際にできるだけアスベスト建材を使用しないよう求めています。当ネットワークメンバーの勤務先の近くで大手ゼネコンの竹中工務店がマンション建設を始めたので、竹中工務店に対しアスベスト建材を使うのかどうか質問状を送りました。

その結果、竹中工務店は1988年以来、原則としてアスベスト製品は使用しない方針であることが明らかになりました。

3. 阪神・淡路大震災被災地のアスベスト対策

2月上旬に神戸市東灘区で青石綿を吹き付けたマンションが倒壊した現場を発見して以来、被災地のビル解体に伴うアスベスト飛散防止対策の充実に向けて、「被災地のアスベスト対策を考えるネットワーク」と共に活動してきました。

倒壊したビルの吹き付けアスベストの調査、神戸市・兵庫労基局等との交渉と併せて、被災地の住民・ボランティア・労働者に防じんマスクを配布するため、「阪神大震災マスク支援プロジェクト」を発足させました。幸い、皆様のご協力により、小中学生を中心に6万枚以上のマスクを配布することができました。被災地の

7月のアスベスト濃度は平均0.7本/リットルで、全国平均の5倍に達しています。今後ともマスク配布等の活動を継続する予定です。

被災地のビル解体の実情を見ていると、解体前にアスベストを除去するというあたり前のことがいかに実践されていないかがはっきり分かります。普段から市民がビル解体を監視していく必要性を痛感しました。地震に備えてアスベストの調査・除去の促進、防じんマスク備蓄等の対策を求めています。また、ビル解体によってアスベストを一番吸い込むのは解体・建設労働者であり、監督に当たる労基署は労働者の健康維持に重大な責任を負っています。ところが、吹き付けアスベストを事前除去しないまま解体していた現場を兵庫労基局に通報しても、労基局は吹き付けアスベストの除去や防じんマスクの着用等の事後指導を行なうだけで、労働者にすでにアスベストを吸い込ませてしまった業者の責任を問うことは一切していません。これが、ずさんな解体工事が後を絶たない一因になっています。労基局の責任も厳しく追求していく必要があります。

被災地アスネット

中地 重晴

被災地のアスベスト汚染と市民活動

◎莫大な量の震災廃棄物

今回の阪神・淡路大震災では、約300万人が被害を受け、26万戸以上の家屋やビルが倒壊したと言われている。家が倒壊し、避難所生活を余儀なくされた人々は、一時は30万人以上にのぼった。倒壊した家屋やビル、道路や鉄道等の構造物の瓦礫、災害廃棄物の総量は約1,500万トンにのぼると見積もられている。

◎被災地の解体作業の特徴

かつてのロスアンゼルス大地震の際には、日本の構造物は耐震性に自信があると言われていた。世界中のマスコミが今回の阪神・淡路大震災の被害の象徴として報道した、阪神高速道路の橋脚が折れ約1 kmにわたって高架道路が真下の国道43号線に落下した現場は、約1週間にわたる徹夜の突貫作業で崩されてしまった。また、神戸の中心街三宮周辺では、戦前に建てられた古いビル（阪急三宮駅や新聞会館等）を中心に壊れた。

神戸の復興に向けて、倒壊した建物の解体作業が急ピッチで進められているが、大気中のアスベスト汚染という2次災害が浮かび上がってきたのでまとめてみた。

17万棟以上の家屋が全半壊し、鉄筋のビルでも約1,500棟が崩壊し使用不能となった。現在各地でその解体作業が進行中である。兵庫県の調査では10月初め現在、約124,000の解体処理対象家屋があり、全体で約82%まで解体作業が進捗しているが、共同所有の建物を中心に解体作業は来年いっぱいまでかかると言われている。解体作業

に伴って相当量の粉じんやアスベストが飛散し、労働者や住民の健康に悪影響を与える恐れがある。

今回の解体作業と通常解体作業と異なっている点をまとめてみる。

①建物が地震によって倒壊したため、解体作業の緊急性が最も重視された。傾いたり道路にはみ出したために、「粉じんの飛散防止や遮音のためのシートをかけた、作業員の安全のために足場を組むことがきかない」として、瓦礫の山の中に重機が直接昇り、危険な状態で解体作業が進められた場合が多い。

②通常解体作業なら、中にある家財を持ち出し、内装材をはずした後に解体作業に入る。しかし、今回は予期せぬ大地震で倒壊したため、貴重品や書類、家財等を持ち出すことができず、埋もれた状態のところも多かった。そのため、意図的に水をかけずに貴重品を探しながら作業する場合もあったし、加えて、3月末までは水道が復旧せず、散水せずに作業をするところが多かったため、粉じんの飛散が助長された。

③2～3月頃までは住民の方々が1日中解体作業をすぐそばで見守っている光景をよく見かけたし、家財や貴重品が出てくれば自分や肉親のものかどうかを確認していたが、マスクを着用している人はほとんど見かけられなかった。粉じんやアスベストの害についての知識もないままに、作業員と同じ程度に被爆してしまう人達が多かったことを強調しておきたい。

◎不明のままの吹き付けアスベスト

震災後、2月初めから神戸の中心部を歩いて、ビルの倒壊現場を観察して回った。倒壊した建物の多くに、鉄骨がむき出しになりアスベストが吹き付けられているものが目に付いた。

日本では吹き付けアスベストは60年代から多用され、75年に労働省によって原則的に禁止されたが、80年頃に建てられた建物にも使用されている場合もある。今回の大地震で倒壊した建物の建設年代と合致するため、吹き付けアスベストのある解体建築物は相当多く、大気中のアスベスト汚染に注意する必要があることを、その時点で筆者らは指摘した。

しかし、3月末までに兵庫県や神戸市が調査した結果では、吹き付けアスベストが認められた建物は非常に少なかった。約1,500棟の倒壊したビルを外見から調査し、アスベストの吹き付けが確認できたのはわずか約3%、50棟足らずだと発表された。例えば、神戸市の資料によると、3月末の調査で吹き付けアスベストが確認されたのは1,224件中25件であった。吹き付け材が確認され、可能性大とされたのが15件である。6月末に行なわれた調査では、未解体の377件中50件に吹き付け材が確認されている。その内、およそ30件にアスベストが含まれていると口頭で担当者から聞いている。7月初めの段階で神戸市では約70件の吹き付けアスベストが確認されていると説明を受けた。兵庫県の担当者の説明では、神戸市を除く阪神間の被災5市では、約30件確認されているとのことで、合わせると約100件の吹き付けアスベストのある建物が確認されたことになる。

3月末と比較すると、約2倍に増加している点が気掛かりである。件数の増加した背景には、市民ボランティアグループ「被災地のアスベスト対策を考えるネットワーク」の活動が寄与している。というのは、被災直後、倒壊した建物の外観や、一部内部の目視調査をしても吹き付け材の存在を確認できなかったが、解体中に鉄骨部に吹き付け材が露出して初めて確認されるケースが多く見られた。解体業者の中には、吹き付け材が露出して見過ごして作業を続行するものも多かった。危険な解体作業に危惧した市民グループが被災地の倒壊した建物を観察して回り、目視で吹き付け材を確認し、X線解析で定性的にアスベストと同定した建物だけでも、約30ヶ所あった。その都度、神戸市と労働基準監督署に通報してアスベスト除去工事等の対策を行なわせたことが、吹き付けアスベストの確認件数を増加させた一因であることは明らかである。

特に、本年4月より使用や製造が禁止されたクロシドライトの吹き付けが、筆者らの調査により解体工事途中の現場で確認され、解体工事を中止させアスベスト除去を行なった事例が8月末までに6件ある。

◎高濃度のアスベストを検出

2月18日に発がん性の強いクロシドライトが鉄骨に吹き付けられてあったマンションの解体作業現場で、アスベスト粉じん濃度を測定した。神戸市東灘区の国道2号線田中交差点付近の、国道に面して歩道を塞ぐように倒壊した建物の解体現場で、何の囲いや散水等の防じん対策をせずに解体作業を行なっていた。解体作業のすぐ側、敷地境界から約2 km離れた歩道上の2ヶ所でサンプリングを実施した。測定結果は160f/ℓと250f/ℓであった。作業環境中のクロシドライトの管理濃度と同じレベルで屋外作業としては非常に高濃度であり、アスベスト汚染の危険性が確認された。残念ながら作業者は、屋外作業ということもあり防塵マスクも着用せずに作業に従事していた。そこで、環境測定に行った筆者らがマスクを手渡すようなことも行なった。検出された値は大気汚染防止法の排出基準(10f/ℓ)を大きく上回る値であり、住民への影響という点でも注意を喚起した。

◎環境庁による測定と対策

環境庁は2月初めに、大阪、京都・府中の研究機関の協力を得て、大気中の有害物(有機塩素系溶剤やアンモニア、ホルムアルデヒド等の悪臭物質)の環境中の濃度測定を行なった。その結果、アスベスト以外の有害物については年変動の範囲で問題ないと、早々と安全宣言を出した。

アスベストについては阪神間50ヶ所で測定した結果、幾何平均値で1.0f/ℓ、神戸市中央区のビル解体現場から約5 mの地点で11.2f/ℓと排出基準値を上回る濃度を検出した。また、被災地域のアスベスト濃度の幾何平均値が、従来から実施されている環境モニタリング結果と比較すれば、7~8倍高い濃度であることが明らかになった。

そのため、「一層アスベスト対策対策の徹底を図る必要がある」として、2月23日

に8省庁による石綿対策関係省庁連絡会議を開催し、解体前の吹き付けアスベスト除去、飛散防止剤の使用等の対策の徹底を改めて通知した。また、5月には神戸市が「解体撤去工事に関するアスベスト基本方針」を出し、吹き付けアスベスト対策を強化した。

環境庁はその後、2月から毎月17地点で継続して環境中のアスベスト濃度を測定している。2～6月までのデータを見る限り、幾何平均値では0.8~1.2f/lを示し、横這い状態である。

被災直後の2～3月では最高値が5f/l程度の濃度を示す地点もあったが、4月以降は2f/l程度までに大幅に減少した。しかし、これは解体作業開始当初は散水や防じんシート囲い等の無い危険な作業が多かったが、その後は状況が落ち着き、通常時と変わらないようなシート囲いや散水を実施する解体作業が行なわれるようになったためであろうと思われる。

定点観測の17地点と同時に、解体現場周辺での測定も実施している。その結果を見ると、4～6月の解体現場周辺での測定では幾何平均値が3.4~4.5f/l、最高値は19.9/lという大気汚染防止法で定められた排出基準値を大幅に超えるものもあった。

ここで注意が必要なのは、環境庁が測定している解体現場は必ずしも吹き付けアスベストのある建物の解体時の濃度を測っているとは限らないことである。サンプリング時に解体している建物という条件を満たしているだけで、吹き付けアスベストの有無にはこだわっていない。前述の最高値が検出された建物も神戸市の担当者の説明では吹き付けアスベストの存在は確認されていない。濃度が高かった原因は、吹き付けアスベストを見落とした強引な解体工事によるものか、内装材や床材に含有されるアスベストが飛散したかが環境中のアスベスト濃度を引き上げたと考えざるを得ない。

◎被災地アスネットの活動

2月に前述のアスベストの環境測定を実施して以降、筆者のところへ市民からの問い合わせが殺到した。長田区ボランティアルームが粉じん対策のためのマスクカンパを呼び掛けたりした。アスベスト対策の必要性を感じたボランティアと市民でネットワークを結成したのが3月末である。5月27日には約180名の参加でシンポジウムを開催したり、6月末に電話相談を実施したところ、3日間で約100件の相談があり、市民の関心の高さを感じた。また、危険な解体作業がないかどうかパトロール活動も実施した。

神戸市とは8月末までに3回話し合う場を持った。市民からの問い合わせの多いアスベストの飛散状況について、市内40小学校での測定を行なう等の対策の説明を受けた。この面的測定は6～7月にサンプリングが終了したが、計数作業が遅れ、市民にとって何ら有効な調査にはなっていない。

またこの間、兵庫労働基準局坂本労働衛生課長と何度か話し合ったり、電話や文書で問い合わせを行ってきたが、神戸市と比べて対応が悪い。吹き付けアスベストを発見した場合、通報してもきちんと調査しなかったり、明らかにアスベスト除去工事

を行わずに解体した違法工事があっても業者への指導すら行っていない等、行政の怠慢が明らかになっている。被災地では労災事故が多発し、労働行政として取り組むべき課題は多いと思うが、アスベスト対策の不熱心さは問題が多いと考える。

◎阪神大震災の教訓

今回の被災の教訓として、「災害時、壊れた時に有害物や危険を発生するものは使用しない、普段から削減に努力することが大切だ」というのが、筆者の率直な実感である。

吹き付けアスベストについては倒壊してから解体作業時に除去工事を行なうことは非常に困難であり、発見も難しい。数年前の東京都のアンケート調査でも分かるが、日本では民間施設に多く残されており、通常時から除去を行なう必要があると考える。そのための行政による財政的な援助等も検討すべきである。

また、かつて88年頃から教育施設についてアスベスト除去等の対策が取られたが、神戸港の港湾上屋のように鉄板で囲い込みを行なったのが、11棟中3棟で破損し、再度アスベスト除去工事を行なうことになった例もある。吹き付けの損傷の程度を見て、以前封じ込めや囲い込みという対策で暫定的に措置したところは工事も容易なので、この機会にアスベスト除去を行なうようにすべきであると思われる。

アスベスト含有建材については、被災地域の環境中のアスベスト濃度が減少しない原因は、重機によるアスベスト含有建材の粉砕が影響していると考えられるので、復興に際しては屋根瓦や内装材にはアスベスト建材を使用しないことが重要になる。また、解体時アスベスト含有建材は手ばらしで行なう等の飛散防対策も取る必要があると思われる。

全国労働安全センター連絡会議

事務局長・古谷 杉郎

アスベスト被害の掘り起こしと 補償を求める取り組み

全国労働安全センター連絡会議（全国安全センター）は、石綿対策全国連絡会議と共に、1991年7月2日と1992年4月28日の2回、全国一斉（14ヶ所）「アスベスト・職業がん110番」を実施しました。その後、全国一斉相談は実施していませんが、広島労働安全衛生センター、尼崎労働者安全衛生センターでは独自の「110番」を継続しており、また、110番に寄せられた相談事例に対応する他、各地でアスベスト被害を掘り起こす努力が続けられています。労働省によると、「石綿にさらされる業務による肺がん・中皮腫」の労災認定状況は1992年度に初めて年間20件を超え、1992年度23件、1993年度21件となっていますが、未だ大部分の被害が潜在化しているものと考えられます。

取り組みが早くから進んだ神奈川県横須賀地区では、この7～8年間で神奈川県労働職業病センターが相談を受けたじん肺以外の石綿関連疾患が23件。病名別では肺がん16名、中皮腫5名、その他の疾患が2名。住友重機械工業（造船）関係が6名、米軍横須賀基地関係が15名、建設関係が2名。この内、18件について労災申請の手続行なっており、9件がすでに業務上認定され、9件が申請中という状況です。

同じ海軍・造船の街として横須賀に続いた広島県呉地区では、広島労働安全衛生センターの取り組みによって、石川島播磨重工業呉造船所内で働いていた労働者の中から、1990年からの5年間で6名の労災認定者が出ています（肺がん2名、中皮腫4名）。内5名は断熱材等のアスベストを直接取り扱う船内艤装従事者でしたが、1名は直接には取り扱わないとされてきた歪み取り工でした。これは、同センターが行なった元同僚からの聴取等により、直接にアスベストを取り扱う場面もある他、大量のアスベスト粉じんを吸入する環境で働いていたことが判明しています。昨年12月9日には、社会党広島県本部と同党県議団が、呉地域を始め県沿岸部の造船労働者を中心に「アスベスト被害の不安が大きくなっている」と、①アスベスト作業従事者の実態調査、②不安を持つ県民への検診体制充実と県内各地への相談窓口の設置、等について広島県に申し入れを行なっています。

造船・建設と並び被害の発生が予想されていた自動車産業においても、マツダ（旧東洋工業）の組立ライン従事者から2名の中皮腫の労災認定が出ています。Kさんのケースが認定されたのは今年の2月ですが、Kさんは生前に会社に労災申請を求めたところ、会社から自動車業界ではアスベストを使っていないと拒否されたため断念。1993年7月に同じラインで働いていたMさんのケースが労災認定されたことを知り、労災申請に踏み切りました。

広島労働安全衛生センターでは、他にも山口県で初めてのケースとなった保温工の肺がん（石油化学工場等での空調機の補修・解体作業——昨年9月岩国労働基準監督署が労災認定）、広島県府中市内の鋳物工場労働者の中皮腫（鋳物の離型剤として使われてきた滑石に含有したアスベストによるものと考えられ、現在申請中）等の労災認定に取り組んでいます。

愛媛県労働災害職業病対策会議では、全国一斉110番で相談があった鉄工所の仕上げ工労働者の中皮腫の労災認定に取り組んできました。このケースでは、戦時中海軍で機関工として航空母艦や潜水艦内でアスベストに暴露した可能性がある一方、戦後の鉄工所勤務での暴露の実態がなかなかつかめないという問題がありましたが、昨年、新居浜労働基準監督署が業務上認定しています。

同じく全国一斉110番で相談があった絶縁体等の製造・加工に従事していた労働者のケースでは、死亡診断書の直接原因には「肺炎」と記載され、解剖が行なわれているものの主治医からはアスベスト暴露との因果関係を否定されました。相談に乗った東京東部労働職業病センターでは、マウント・サイナイ医科大学の鈴木康之亮教授に病理鑑定を求め、同医師の「高度に石綿肺に合併した肺炎による死亡」との鑑定意見に基づき、昨年1月に渋谷労働基準監督署で業務上認定されています。

また、石綿製品を製造していた神奈川県厚木市の日本バルカーの退職者の中皮腫のケースも1993年9月に認定されていますが、同工場ではその後、昨年8月の在職者の中皮腫、今年2月の退職者の肺がんと死亡が相次ぎました。いずれも最初のケースのかたと同じく石綿吹き付け作業の経験者であり、現在、厚木労働基準監督署に労災申請中です。

また、横須賀石綿じん肺訴訟が大詰めを迎えており、肺がんで亡くなった方の遺族が新たに原告に加わっていますが、これについては別稿を参照していただくこととし、1993年11月に提訴された四国電力西条火力発電所のアスベスト訴訟は、現在、書面のやり取りが続いており、来年には証拠調べが始まるものと思われます。会社との交渉により退職後のアスベスト被害について労災保険給付以外に上積み補償を行なわせる取り組みについても、秩父セメント、エタニットパイプに続き、マツダの2名の被災者に対して在職者に対する「労災上積み補償協定」と同じ扱いを認めさせ、日本バルカーの退職者達も会社に退職後の補償についてのルール作りを求めています。

弁護士 森田 明

大詰めを迎える横須賀石綿じん肺訴訟 石綿肺癌死の事件を提訴

横須賀石綿じん肺訴訟は提訴後8年目を迎え、10月頃には被告側証人も終わり、鑑定の問題は残っているものの、審理は大詰めを迎えます。今年の1月には原告の鈴木福松さんが亡くなり、他の原告も合併症の認定を受けたり、入院を繰り返したりと、症状の悪化が目立っています。裁判の長期化につながる鑑定を断固阻止し、早期全面解決を目指して、法廷内外での取組みを強めていきたいと思えます。

一方、去る7月28日、同じく住友重機浦賀造船所で働き、石綿肺癌でなくなり、労認定をとっていた大内久さんのご遺族が、損害賠償請求を求める訴訟を横浜地裁横須賀支部に提訴しました。アスベストの発癌性が直接問題になる重要な訴訟になると思いますが、このケースでは、石綿肺癌であることは病理検査上明らかですので、石綿じん肺訴訟と合わせて、早期解決を目指します。

ご支援をよろしくお願いします。

アスベスト健康友の会 竹島 さち子

石綿パイプの製造に従事していたがために中皮腫にかかった父が3年前に死亡しました。アスベスト被害についてあまりに無知であった私は、会社がなるべく隠そうとしている姿勢に憤慨しました。父と一緒に石綿を吸っていた方々のことを思い、会社

と交渉し、退職者にも健康診断を実施することや石綿に関する知識や健康管理に必要な情報を提供することを約束させました。この交渉は遺族と弁護士さん、全国安全センターの古谷さん、芝病院の方々の協力で行ないました。

約束どおり会社は1年に1回、計3回の健診を行なっています。しかし、情報提供という点では不十分であるようなので、「アスベスト健康友の会」を作り、石綿被害についてのニュースを送ったり、アンケートを取ったりしました。アンケートの結果会社の健診ではない健診を望んでいる人がいることを知り、自主健診をこの3月行ないました。6名の方が参加し、自分の健康状態を把握し好評でした。会社の健診では「異常なし」と言われた方がかなり肺に障害がありました。

またある方は、会社の健診では「肺は多少悪いが心臓の方が問題だ」と言われ、心臓の治療をしていましたが悪化するばかりで、某大病院へ行ったところ肺がかなり悪くなっていると言われ、芝病院で肺の治療をし悪化をくいとめました。会社に労災申請の手続きを願ったところ、なんと会社が選定した病院でもう一度検査をさせられ、労災申請するほどの病ではない旨の手紙が芝病院に届きました。

元従業員一人ひとりの健康のために健診を実施するよう交渉した私たちは、実はそれが本当に一人ひとりのためにはなっていないようでたいへん悔しい思いをしています。そこで会社の健診に頼らず、私たちの自主健診を受けてもらおうと思い、2度目の健診を行なうことになりました。

お知らせを送っていた方の奥さんからお電話があり、「病名が腑に落ちないところもあるがとにかく主人は亡くなりました。石綿を扱っていた人はこのところ次々と亡くなっているんですよ」と言われ、焦りも感じています。

アスベスト疾患の研究をなさっている鈴木教授のお話にもあるように、「日本では石綿病にかかっている人がかなりいるのに発見されていない」のだと思います。医師の勉強不足だけでなく、今回のように会社の姿勢の問題も大きいと思います。秩父セメントでは長期に渡り多量に石綿を扱っていたのですから、皆さんの肺に石綿が付着してしまっているのは悲しいかな事実です。それが悪い疾病になるのを防いでいただきたいし、万が一病気になったときには職業病として認めてほしいと願います。そのために私たちの活動が役に立てばと思っています。

東京東部労災職業病センター

建設労働者の じん肺・アスベスト対策 取り組み進む

大工を中心として、建設現場の労働者は、建材に含まれているアスベスト、その他の粉じんを吸入する機会が多い。この間、全建総連では、アスベスト労災職業病対策として、神奈川、三重、岡山などで患者掘り起こしの取り組みを行なってきた。東京

では、東京土建、首都圏建設ユニオンで取り組みが進められている。

△国保組合のレセプト抽出

国保組合で、職員がレセプト（診療報酬明細書）を点検し、呼吸器の病気が記載されているレセプトを抽出し、その組合員へ国保組合から職歴などのアンケートを送る。そのアンケートを国保組合の顧問医師が点検し、アスベストや粉じんによる職業病の可能性のある組合員については、職業病に関しての再検査をすすめ、首都圏建設ユニオンでは約20名が受診した。その中で、目黒支部の2名の石工がじん肺管理4、管理3＋続発性気管支炎で労災認定を受けた。

レセプトを見ると、気管支炎、気管支喘息、肺気腫、肺がんなど、アスベストや粉じんと因果関係がありそうな病気が多いのに驚かされる。

△定期健診のレントゲン写真のチェック

組合で年一回行なっている定期健診の胸部レントゲン写真を再度チェックし、じん肺、石綿肺、アスベストによる胸膜肥厚斑の有無を見る。そして、所見のある組合員には、再度の受診をすすめている。約10%の方に、じん肺（軽度）や胸膜肥厚斑が認められる。職歴は大工が多い。タイル業の方に胸膜肥厚斑が認められ、「タイルにもアスベストが？」と疑問があったが、ご本人に聞くと、建築現場に入ると周囲でアスベスト建材を扱っており、間接的に吸入するとのことである。とにかく防じんマスクの着用は大切である。

△死因調査（疫学調査）

全建総連の組合員の死因調査、とりわけ肺がんや胸膜中皮腫の発生率を調査することによって、建設労働者のアスベスト吸入の実態を明らかにする必要がある。すでに三重建労では、国保組合の協力を得て調査が進んでおり、年を経るにつれて肺がんの発生率が上がっていることが明らかになっている。東京でも、同様の調査を進める予定である。

肺がんの労災申請の相談も来ている。昨年7月、国立がんセンターで肺がんで亡くなった首都圏建設ユニオン杉並支部の組合員（57歳・大工）である。がんセンターの病理解剖では、はっきりしなかったが、肺の組織をマウント・サイナイ医大の鈴木先生に見ていただいたところ、多くのクリソタイルが検出された。早速、労基署に労災申請をしたところである。

先日、鈴木先生から全国安全センターにファックスが入った。アメリカの医学雑誌の記事で、建設労働者に今後、多くの肺がん、中皮腫が出ることを警告したものである。日本でも同様の事態は予想される。

全建総連傘下の労働組合と東京東部労災職業病センター、亀戸ひまわり診療所、六号通り診療所で協力しながら、更に取り組みを進めて行きたい。

1. 建設業でのアスベスト被害

アスベスト問題は、輸入、製造、加工、使用、廃棄の全ての段階での問題としてありますが、アスベスト消費量の9割が建材で使用されていることから、まさに建設業に従事する者の問題であると認識しています。その対策は、全建総連の重要な課題として取り組んでいます。

今日まで、建設国保組合と連携した健康・実態調査による被災者の掘り起こし、労災認定、小刷子、スライド、機関紙等による教育宣伝活動、代替品の使用促進と規制の強化及び規制法の制定に取り組んできました。

最近の健康・実態調査では、東京において、呼吸器疾患で治療を受けた組合員1,668人にアンケート調査を実施した結果、回答者712名中34%に職業病との関係が見られ、アスベストと関連があると思われています。内2名がじん肺で労災認定を受けました。又、昨年、3年前に肺がんで亡くなった電気工の労災認定も勝ち取っています。

岡山では、毎年3,000名の健康診断を行っており、1993年実施者からアスベスト関連で7名のじん肺患者（管理区分二）が、94年実施者から15名の管理区分二と1名の管理区分三が認定されています。

神奈川では、健康調査の結果、肺がんとアスベスト肺それぞれ1名の労災認定を勝ち取りました。

三重、東京の調査では、組合員の肺がん発生率が一般より高い結果がでています。イギリスで悪性中皮腫が年間1,000名にのぼり、しかも建設労働者が多くを占めていること、又、アメリカでも建設労働者のアスベスト被害の増加が言われています。マウント・サイナイ医大の鈴木先生からも指摘されてるように、日本でも建設従事者の被害が増加してくると懸念しています。今後も健康診断や労災認定への取り組みを強化していきます。

2. 建築基準法等から

アスベスト建材の削除を

更に、アスベスト規制の強化、規制法の制定を求めると同時に、積極的に建材での非アスベスト化を進めていく必要があります。現在アスベスト建材が使用されている原因の一つとして、建築基準法等に石綿スレート、石綿パーライト板が明記されていることが挙げられます。

建築基準法第2条（不燃材料）九に石綿スレートが、同法施行令109条（防火構造）に石綿スレートと石綿パーライト板が記述されています。

そもそも、第2条の九では、コンクリート、れんが、瓦、石綿スレート、鉄鋼、アルミニウム、ガラス、モルタル、しっくい、その他同等の性能を有する物となっています。どういう訳かスレートだけが石綿スレートとなっています。スレートの中で石綿含有物だけと言うこと自体が問題でもあります。

先月、建設省に、建築基準法等からの石綿スレートと石綿パーライト板の削除を要請しました。今後も強く求めて行きます。

全労協全国一般東京労働組合
日本エタニットパイプ分会

村上 博子

1987年に結成された石綿対策全国連絡会議も9年目を迎えるとのこと。当該石綿対策運動は、労組史上は1981年より始まる。1982年には在籍石綿労災死亡3名を出し、強制配転・解雇で裁判が立ちもした（和解解決）。1980年の在籍死亡1名が、石綿労災である疑いは極めて強いが私病扱いであった。それから15年、企業はリストラされたが、今年の死亡1名も石綿労災である疑いは極めて強い。

同業他社であった秩父セメント㈱では、石綿労災死亡者2人目にして、1人目が居ながら周知させなかったことに遺族が怒り、後続が救済される合意書を勝ち取ったことは画期的であった。

日本労働弁護団の弁護士により、昨年、当該被害について文章化され、和解解決した。今年は、未だ和解解決されていない委任者があり、労組つぶしと一体となった労災隠しを明らかにしたい。

不当労働行為と、安全性の関係は切り離せない。

阪神・淡路大震災に伴う第6次大気環境モニタリング調査（アスベスト追跡環境調査）結果について

（平成7年9月11日環境庁発表）

〔環境庁は平成7年9月11日つぎの調査結果を発表した〕

阪神・淡路大震災に伴う第6次大気環境モニタリング調査（アスベスト追跡環境調査）結果について

阪神・淡路地区の建築物の解体撤去等に伴うアスベストの飛散による影響を未然に防止することを目的として、環境庁は、第6次大気環境モニタリング調査を7月24日～28日に実施した。

その結果の概要は次のとおりである。

- ①. アスベストの一般環境濃度は最小0.3本/㍓、最大1.2本/㍓となっており、前回調査（第5次調査6月26日～30日）と比べ大きな変化はなく、安定した状態になって入る。
- ②. 解体現場周辺の環境濃度（敷地境界濃度）は、0.3本/㍓～9.9本/㍓である。
なお、一般環境に比較してやや高い値となっているが、大気汚染防止法における規制基準値（工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度の許容限定）10本/㍓を超える地点はなく、また、第5次調査結果と比較すると、幾何平均が3.5本/㍓から1.2本/㍓になっており、全体として飛散防止対策の浸透がうかがえる。
- ③. 今後ともなお一層のアスベスト飛散防止対策の徹底を図る必要がある。

アスベスト追跡環境調査の概要

1 調査内容

2月6日～12日に実施した大気環境モニタリング緊急調査の結果及び建築物等の解体等の動向を踏まえ、第5次大気環境モニタリング調査に引き続き、継続して調査すべき地点を選定して行う「追跡継続調査」と、建築物の解体現場周辺で行う「建築物解体現場周辺調査」を実施した。

2 調査の実施期間

平成7年7月24日（月）～28日（金）

3 調査結果

(1) 調査対象地域

- ①. 追跡継続調査：17地点（第1次～第5次と同じ地点）

神戸市7地点、尼崎市2地点、西宮市2地点、芦屋市2地点、伊丹市1地点、宝塚市1地点、川西市1地点、一宮町1地点

- ②. 建築物解体現場周辺調査：11ヶ所（1ヶ所につき2地点測定を実施）
 神戸市6ヶ所、西宮市3ヶ所、芦屋市2ヶ所
 （西宮市及び芦屋市は兵庫県で調査を実施）

(2) 調査結果の概要

①. 追跡継続調査

(単位；本/ℓ)

物質名	最小～最大	中央値	幾何平均
アスベスト	0.3～1.2 (0.3～1.7)	0.7 (0.7)	0.7 (0.8)

注) () 内は、同地点における第5次調査の値を示す。

(単位；本/ℓ)

濃度分布	0～	0.5～	1.0～	1.5～	2.0～	3.0～	4.0～	5.0～	7.0～
地点数	1 (1)	14 (8)	2 (5)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

注) () 内は、同地点における第5次調査の値を示す。

②. 建築物解体現場周辺調査

(単位；本/ℓ)

物質名	最小～最大	中央値	幾何平均
アスベスト	0.3～9.9 (0.9～9.6)	0.9 (3.4)	1.2 (3.5)

注) () 内は、第5次調査の値を示す。(ただし、解体現場は異なる。)

(単位；本/ℓ)

濃度分布	0～	1.0～	2.0～	3.0～	4.0～	5.0～	6.0～	7.0～	8.0～10未満
測定点数	12 (1)	4 (3)	1 (2)	0 (1)	3 (1)	0 (1)	0 (1)	1 (3)	1 (1)

注) () 内は、第5次調査の値を示す。(ただし、解体現場は異なる。)

4 評価

(1) アスベストの一般環境濃度

アスベストの一般環境濃度は最小0.3本/ℓ、最大1.2本/ℓとなっている。
 また、幾何平均値は第5次調査結果と比較すると0.8本/ℓから0.7本/ℓと減少しており、安定した状態になってきている。

(2) 解体現場周辺の環境濃度（敷地境界濃度）

解体現場周辺の環境濃度（敷地境界濃度）は、0.3本/ℓ～9.9本/ℓである。

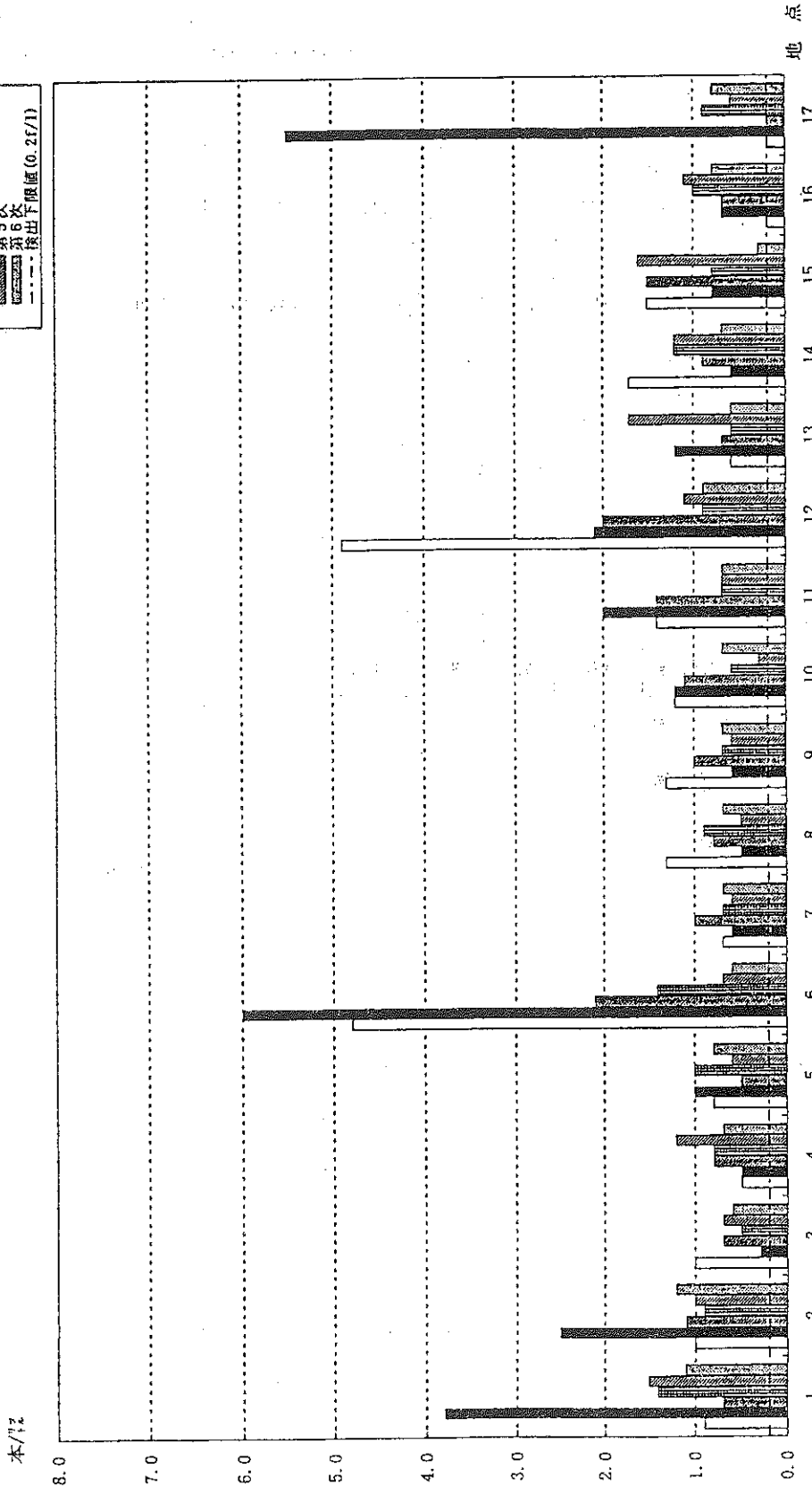
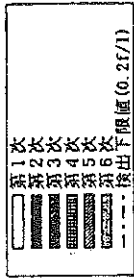
なお、一般環境に比較してやや高い値となっているが、大気汚染防止法における規制基準値（工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度の許容限度）10本/ℓを超える地点はなく、また、第5次調査結果と比較する幾何平均が3.5本/ℓから1.2本/ℓになっており、全体として飛散防止対策の浸透がうかがえる。

今後ともなお一層のアスベスト飛散防止対策の徹底を図る必要がある。

阪神・淡路大震災に伴う一般環境モニタリング調査結果（アスベスト）

測定場所 \ 測定日	H7・2/6 ～2/12	H7・3/9 ～3/16	H7・4/24 ～4/28	H7・5/29 ～6/2	H7・6/26 ～6/30	H7・7/24 ～7/28
①	0.9	3.8	0.7	1.4	1.5	1.1
②	1.0	2.5	1.1	0.9	1.0	1.2
③	1.0	0.3	0.7	0.5	0.7	0.6
④	0.5	0.5	0.8	0.8	1.2	0.7
⑤	0.8	1.0	0.5	1.0	0.6	0.8
⑥	4.8	6.0	2.1	1.4	0.7	0.6
⑦	0.7	0.6	1.0	0.7	0.6	0.7
⑧	1.3	0.5	0.8	0.9	0.5	0.7
⑨	1.3	0.6	1.0	0.7	0.6	0.7
⑩	1.2	1.2	1.1	0.6	0.3	0.7
⑪	1.4	2.0	1.4	0.7	0.7	0.7
⑫	4.9	2.1	2.0	0.9	1.1	0.9
⑬	0.6	1.2	0.7	0.6	1.7	0.6
⑭	1.7	0.6	0.9	1.2	1.2	0.7
⑮	1.5	0.8	1.5	0.8	1.6	0.3
⑯	0.2	0.7	0.7	1.0	1.1	0.8
⑰	0.2	5.5	0.2	0.9	0.6	0.8
最大値 (f/l)	4.9	6.0	2.1	1.4	1.7	1.2
最小値 (f/l)	0.2	0.3	0.2	0.5	0.3	0.3
幾何平均値 (f/l)	1.0	1.2	0.9	0.8	0.8	0.7
中央値 (f/l)	1.0	1.0	1.0	0.8	0.7	0.7

アスベスト測定結果 (1次~6次総合)



(参考) アスベストについて

1. アスベストに関する大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法では、アスベスト製品製造工場の敷地境界におけるアスベスト濃度を1リットル当たり10本以下とするよう定めている。

この基準は、工場において適切な対策を講ずることにより達成可能なレベルであること、こうした濃度であれば、工場周辺における健康リスクが検出できないほど低いと考えられることから、定められたものである。

2. アスベストの一般大気環境濃度レベル

(単位 本/リットル)

地域	昭和60年度			平成3年度		
	検体数	検出範囲	幾何平均	検体数	検出範囲	幾何平均
幹線道路周辺地域	140	ND ~ 10	1.0	38	0.2 ~ 2.3	0.61
住宅地域	110	0.26 ~ 6.2	1.2	30	0.09 ~ 2.9	0.34
商工業地域	84	0.30 ~ 6.1	1.2	38	0.2 ~ 1.9	0.67

地域	平成5年度		
	検体数	検出範囲	幾何平均
幹線道路周辺地域	60	ND ~ 3.7	0.43
住宅地域	59	ND ~ 1.2	0.14
商工業地域	60	ND ~ 1.3	0.17

注意1：環境庁が実施したモニタリング調査による。

注意2：原則として1地点当たり6検体の調査を行っているが、各年度の調査地点は異なっている。

製造物責任法

(目的)

第一条 この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係わる被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もつて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

2、この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特

性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が

当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係わる事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

3、この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
一、当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者(以下単に「製造業者」という。)

二、自ら当該製造物の製造業者として当該製造物に

その氏名、商号、商標その

他の表示(以下「氏名等の表示」という。)をした者

又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者

三、前号に掲げる者の他、当該製造物の製造、加工、輸入または販売に係わる形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができ、氏名等の表示をした者

(製造物責任)
第三条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号もしくは第三号の氏名等の表示をした製造物であつて、その引き渡したものの欠陥により

他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

(免責事由)
第四条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

一、当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によつては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。

二、当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行つた設計に関する指示に従つたことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

(期間の制限)
第五条 第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過した時も、同様とする。

二、前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現われる損害については、その損害が生じた時から起算する。

(民法の適用)

第六条 製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法(明治三十九年法律第八九号)の規定による。

各会員殿

1995年11月19日

石綿対策全国連絡会議
事務局長 里見 秀俊

第9回総会と11・7集会の経過報告、 およびアスベスト対策情報（NO. 19） の送付について

会員の皆様の日頃のご活躍に敬意を表します。

さて、先に文書にてお知らせしましたように、去る11月7日、石綿対策全国連の第9回総会が開催され、第8期の経過報告および第9期の運動方針等について報告、承認されました。（総会議案については今回送付した対策情報NO. 19に併録されています）

また、総会終了後に開催された「アスベスト被害と企業責任を問う11・7集会」（アスベスト規制法制定をめざす会と石綿対策全国連の共催）では、アメリカより、長くアスベスト問題に取り組み続けているジャーナリスト、ポール・ブローダー氏を迎え、この問題の先進国である米国でのアスベストを取り巻く状況等を例に取りながら、これから我々が取り組んでいくべき運動の方向等についても触れた講演が行なわれ、盛会の内に閉会することができました。

また、今回お送りした対策情報も同集会の参加者の皆さんにお配りしましたが、会員の皆様には従来どおりお送りいたしました。

今後も対策情報に対する投稿の継続をお願いすると共に、新たに始まった石綿対策全国連の第9期の運動を実り多いものにするためにも、会員の皆様のより一層のご協力をお願い申し上げます。

なお、11・7集会でのブローダー氏の講演内容は、「めざす会ニュース」にて後日ご報告します。

